

平成30年度

諫早市人事行政の運営等の状況

確定版

諫早市総務部職員課

I 職員の任免に関する状況

1 採用の状況(平成29年度採用試験)

試験区分	受験者	1次合格者	2次合格者	3次合格者	H30.4.1 採用者数
事務 I <大卒程度>	109人	52人	18人	12人	12人
土木 I <大卒程度>	3人	2人	1人	0人	0人
電気 <大卒程度>	1人	1人	0人	0人	0人
保健師	9人	7人	4人	2人	2人
事務 II <短卒・高卒程度>	19人	10人	6人	2人	1人
事務(電算) <短卒・高卒程度>	1人	1人	0人	0人	0人
保育士・幼稚園教諭	9人	7人	3人	2人	2人
事務 III <高校新卒>	13人	8人	5人	3人	3人
土木 II <短卒・高卒程度>	4人	4人	3人	2人	2人
事務 A (社会人経験者)	87人	12人	6人	-	6人
土木 (社会人経験者)	4人	3人	1人	-	0人
建築	4人	3人	0人	-	0人
事務 B (スポーツ実績者)	21人	8人	2人	-	1人
計	284人	118人	49人	23人	29人

2 退職の状況(平成29年度実績)

定年退職	勸奨退職	普通退職	死亡退職	懲戒免職	合計
40人	2人	3人	1人	0人	46人

II 職員の給与及び職員数に関する状況

1 総括

(1) 人件費の状況(普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (30年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
29年度	138,512	71,823,159	1,044,676	7,486,799	10.42	11.33

(2) 職員給与費の状況(普通会計決算)

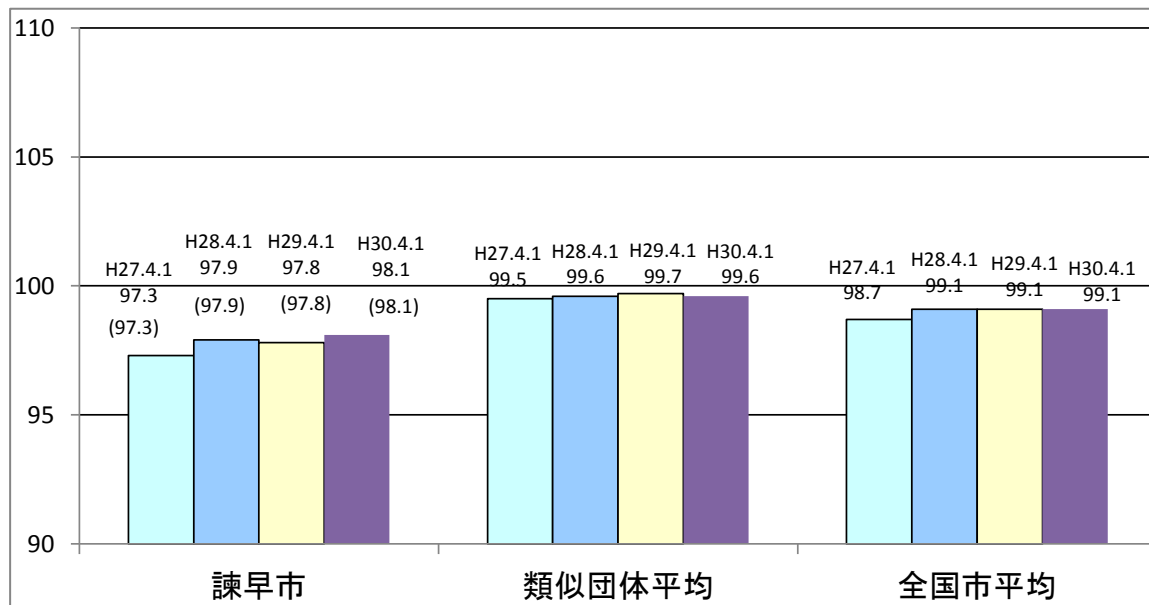
区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団体 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
29年度	752	3,125,101	599,981	1,230,105	4,955,187	6,589	6,430

(注)1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、平成30年4月1日現在の人数である。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員(再任用職員(短時間勤務))の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。

(3) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率)÷(1+国の指定基準に基づく地域手当支給率)により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 平成30年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与改定の状況

①月例給

区分	人事委員会の勧告				給与改定率	(参考) 国の改定率
	民間給与 A	公務員給与 B	較差 A-B	勧告 (改定率)		
29年度	円	円	円 (%)	%	%	%

(注) 「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額である。

②特別給(期末・勤勉手当)

区分	人事委員会の勧告				年間支給月数	(参考) 国の年間支給月数
	民間の支給割合 A	公務員の支給月数 B	較差 A-B	勧告 (改定月数)		
29年度	月	月	月	月	月	月

(注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当及び勤勉手当の年間支給月数である。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施]

実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容(未実施の場合には、その理由))

(給料表の改定実施時期)平成27年4月1日
(内容)一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。若年層については、引下げなし。高齢層については、最大4%程度引下げ。激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

実施内容(国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

諫早市は地域手当の支給地域ではないことから、見直しの必要なし。

③その他の見直し内容

単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。(平成27年4月1日実施)

(6) 特記事項

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(30年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
諫早市	43.8 歳	329,900 円	395,910 円	365,060 円
長崎県	43.5 歳	322,430 円	397,102 円	356,753 円
国	43.5 歳	329,845 円	- 円	410,940 円
類似団体	42.3 歳	319,873 円	405,857 円	371,004 円

②技能労務職

区 分	公 務 員				民 間			
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)
諫早市	53.3歳	15人	335,200円	357,120円	347,140円	-	-	-
うち学校給食員	51.0歳	4人	329,000円	355,475円	344,000円	調理士	45.7歳	209,400円
うち教育環境整備員	51.8歳	2人	337,177円	372,177円	370,177円	廃棄物処理業	45.7歳	293,000円
長崎県	50.9歳	130人	325,432円	372,401円	348,932円	-	-	-
国	50.7歳	2553人	286,817円	-	328,637円	-	-	-
類似団体	50.8歳	45人	332,400円	391,736円	371,947円	-	-	-

区 分	参 考			
	A/B	年収ベース(試算値)の比較		
		公務員(C)	民間(D)	C/D
諫早市	-	-	-	-
うち学校給食員	1.7	5,775,600円	2,825,700円	2.0
うち教育環境整備員	1.3	6,085,342円	4,023,000円	1.5
長崎県	-	-	-	-
国	-	-	-	-
類似団体	-	-	-	-

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26～28年の3ヶ年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
諫早市	43.9 歳	367,114 円	407,218 円
長崎県	46.6 歳	381,294 円	435,477 円
類似団体	40.9 歳	310,945 円	364,446 円

(注)1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(30年4月1日現在)

区 分		諫早市	長崎県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	179,200 円	179,200 円
	高 校 卒	147,100 円	147,100 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	144,500 円	144,500 円	－ 円
	中 学 卒	132,700 円	130,400 円	－ 円
教 育 職	大 学 卒	200,600 円	200,600 円	－ 円
	短 大 卒	176,400 円	176,400 円	－ 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額(30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	247,046 円	318,201 円	357,556 円	385,940 円
	高 校 卒	204,880 円	286,167 円	319,963 円	355,362 円
技能労務職	高 校 卒	－ 円	－ 円	287,800 円	320,950 円
	中 学 卒	－ 円	－ 円	246,300 円	－ 円

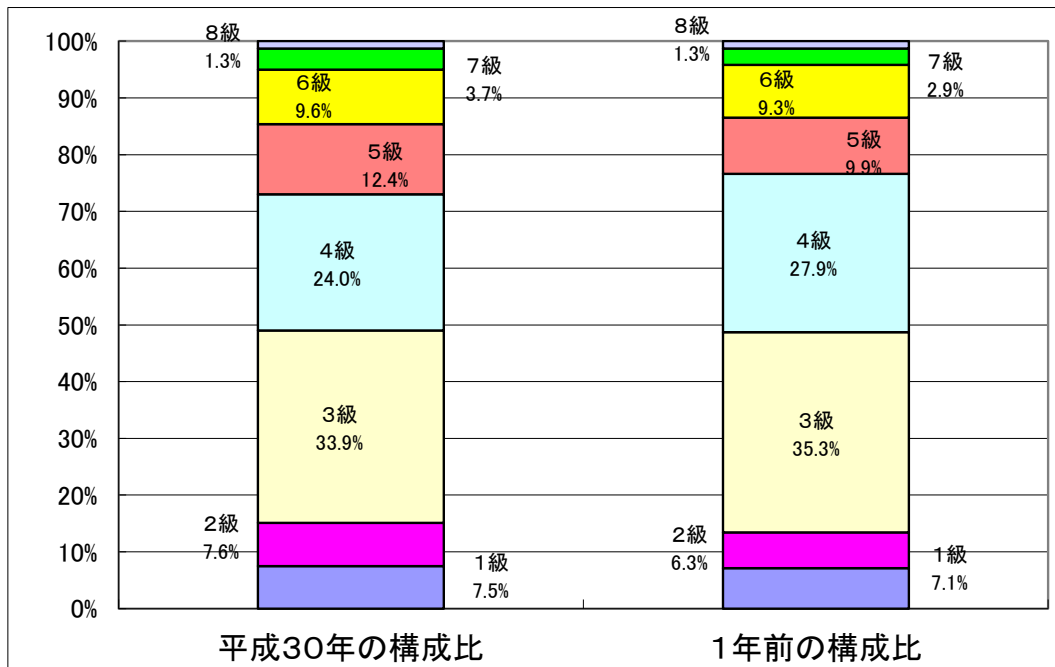
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(30年4月1日現在)

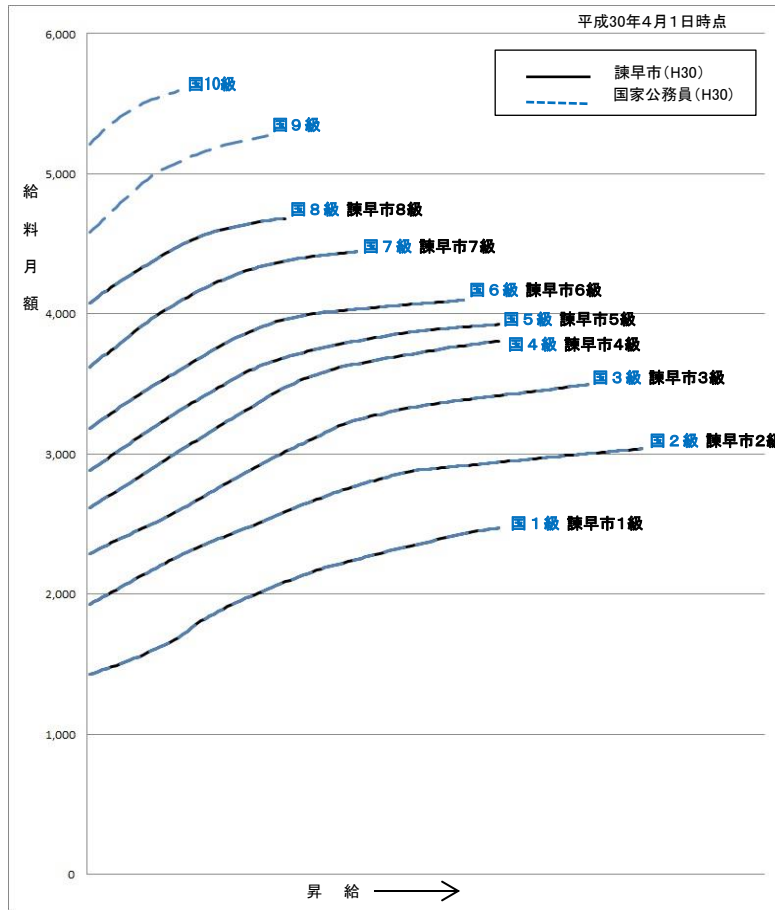
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長、議会の事務局長	9人	1.3%	407,700円	468,200円
7 級	部の理事、部の次長、支所長又は参事監、会計管理者、教育委員会の事務局の次長、執行機関の事務局長	25人	3.7%	362,300円	444,500円
6 級	本庁の課長又は困難な業務を所掌する室長、参事、困難な業務を所掌する出先機関の長、相当な知識又は経験を必要とする業務を分掌する支所の課長又は出張所長、困難な業務を所掌する公の施設の長又は副館長、議会の事務局の次長	64人	9.6%	318,500円	409,800円
5 級	室長、課長補佐又は参事補、出先機関の長又は困難な業務を所掌する出先機関の次長、支所の課長又は出張所長、公の施設の長又副館長、副所長若しくは次長、執行機関(教育委員会除く)の事務局の次長	83人	12.4%	288,000円	392,600円
4 級	主任	160人	24.0%	262,000円	380,600円
3 級	副主任	226人	33.9%	228,900円	349,600円
2 級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行なう職務	51人	7.6%	192,700円	303,800円
1 級	定型的な業務を行なう職務	50人	7.5%	142,600円	247,100円

(注)1 諫早市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較(行政職(一)) (平成30年4月1日)



(2) 昇給への人事評価の活用状況(諫早市)

平成30年4月2日から平成31年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

諫 早 市	長 崎 県	国
1人当たり平均支給額(29年度) 1,636 千円	1人当たり平均支給額(29年度) 1,735 千円	—
(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分	(29年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.80 月分 (1.45) 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(諫早市)

平成30年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を実施している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率				
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を実施していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(30年4月1日現在)

諫 早 市	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合 応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分
最高限度額 47.709 月分 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分 47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置(2%～20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例 措置(2%～45%加算)
1人当たり平均支給額 1,803 千円 21,502 千円	

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当

(平成30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		8,560 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		429 千円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都特別区	20.0 %	9 人	20.0 %
長崎市	3 %	6 人	3 %

(4) 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)		64 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)		32,240 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)		0.25 %		
手当の種類(手当数)		15		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (平成29年度決算)	左記職員に対する支給単価
市税等物件差押手当	納税課	出張し滞納者の物件の差押に従事	0 円	1件につき330円
市税等物件引揚手当	納税課	出張し滞納者の物件の引揚に従事	0 円	1日につき330円
市税等徴収手当	納税課	出張し5時間以上の徴収業務に従事	0 円	1日につき330円
市税等賦課調査手当	市民税課、資産税課	出張し5時間以上の調査業務に従事	0 円	1日につき260円
行旅病人救護手当	保護課	行旅病人の救護作業従事	0 円	1日につき4,000円
行旅死亡人収容手当	保護課	行旅死亡人の収容作業従事	0 円	1日につき5,000円
生活保護業務手当	保護課	出張し査察指導、現業・医療事務等に従事	- 円	1日につき260円
病虫害等駆除手当	環境政策課	5時間以上の薬剤散布作業に従事	0 円	1日につき780円
野犬捕獲手当	環境政策課	野犬の捕獲作業従事	0 円	1日につき1,000円
野犬薬殺手当	環境政策課	野犬の薬殺作業従事	0 円	1回につき650円
犬猫等死体処理手当	環境政策課	犬猫その他の死体の処理	0 円	1回につき1,500円
し尿処理業務手当	新倉屋敷クリーンセンター	し尿処理に直接従事	0 円	1日につき130円
火葬業務手当	小ヶ倉斎苑	火葬業務に直接従事	64,480 円	1日につき130円
伝染病防疫作業手当	健康福祉センター	伝染病の防疫作業に従事	0 円	1日につき1,000円
測量業務手当	測量業務に従事する職員	出張して5時間以上の測量業務に従事	0 円	1日につき150円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	230,383 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	360 千円

(注)職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当(30年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (29年度決算) 千円	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算) 円
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 父母等 月額6,500円 特定期間の加算 月額5,000円	同じ	—	112,369	226,550
住居手当	【借家等】月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円まで支給	同じ	—	51,321	264,540
通勤手当	【交通機関等利用者】最も経済的かつ合理的であると認められる運賃に応じて支給(限度額50,000円) 【交通用具使用者】距離段階区分に応じて2,000円～24,400円、10km未満の使用者に対し500円加算有	異なる	【交通機関等利用者】国の限度額55,000円 【交通用具使用者】国の制度に500円加算なし	44,379	71,234
管理職手当	部長相当職 20%、部次長相当職17%、課長相当職14%、課長補佐相当職12%	異なる	国は定額制	141,911	601,318
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回につき4,200円	同じ	—	214	30,600

5 特別職の報酬等の状況(30年4月1日現在)

区 分		給 料 月 額 等	
給 料	市 長	960,000 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,030,000 円 / 480,000 円
	副 市 長	780,000 円	880,000 円 / 481,000 円
報 酬	議 長	500,000 円	760,000 円 / 450,000 円
	副 議 長	420,000 円	670,000 円 / 400,000 円
	議 員	405,000 円	620,000 円 / 377,000 円
期 末 手 当	市 長 副 市 長	(平成29年度支給割合) 3.30 月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(平成29年度支給割合) 3.30 月分	
退 職 手 当	市 長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副 市 長	96万円×55/100×在職月数	2,534 万円 任期毎
	備 考	78万円×35/100×在職月数	1,310 万円 任期毎
		在職月数は最高48月	

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

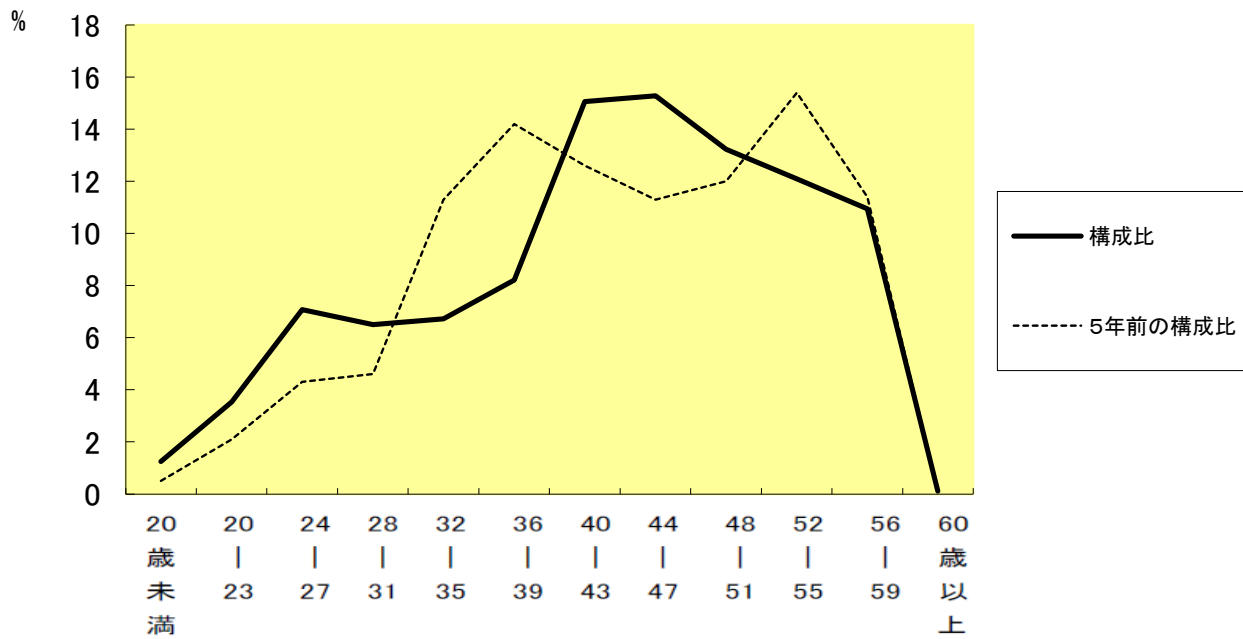
(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		平成29年	平成30年		
普通会計部門	議会	9	9	0	
	総務	246	248	2	業務増
	税務	50	47	△ 3	欠員不補充
	労働	1	1	0	
	農林水産	76	72	△ 4	欠員不補充
	商工	20	21	1	欠員補充
	土木	89	88	△ 1	欠員不補充
	民生	126	123	△ 3	事務分掌の見直しによる減
	衛生	52	52	0	
	小計	669	661	△ 8	<参考> 人口1万人当たり職員数47.72人 (類似団体の人口1万人当たり職員数45.35人)
教育部門	96	91	△ 5	欠員不補充	
小計	765	752	△ 13	<参考> 人口1万人当たり職員数54.29人 (類似団体の人口1万人当たり職員数59.84人)	
公営企業部門等	水道	46	43	△ 3	事務分掌の見直しによる減
	下水道	31	32	1	欠員不補充
	その他	52	50	△ 2	
	小計	129	125	△ 4	
合計	894 [1,020]	877 [1,020]	△ 17 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 63.63人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況(30年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	11人	31人	62人	57人	59人	72人	132人	134人	116人	106人	96人	1人	877人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	683	688	684	677	669	661	▲ 22 (▲3.2%)
教育	125	109	106	100	96	91	▲ 34 (▲27.2%)
普通会計 計	808	797	790	777	765	752	▲ 56 (▲6.9%)
公営企業等会計 計	135	131	129	126	129	125	▲ 10 (▲7.4%)
総合計	943	928	919	903	894	877	▲ 66 (▲7.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
	千円	千円	千円	%	%
29年度	2,258,873	290,844	235,944	10.4	10.2

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 92,897千円 を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
	人	千円	千円	千円	千円	千円	
29年度	44	170,164	40,986	59,936	271,086	6,162	6,148

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

ウ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(30年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
諫早市水道事業	41.3 歳	317,575 円	552,897 円
市町村平均	44.2 歳	341,066 円	511,425 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

諫早市水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額(29年度)		1人当たり平均支給額(29年度)	
1,506 千円		1,636 千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.60 月分	1.80 月分	2.60 月分	1.80 月分
(1.45) 月分	(0.85) 月分	(1.45) 月分	(0.85) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(30年4月1日現在)

諫早市水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	1,803 千円	21,502 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(30年4月1日現在)

支給していない。

エ 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	0.0 %

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	15,581 千円
職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	445 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職 の制度との 異同	一般行政職 の制度と 異なる内容	支給実績 (29年度決算) 千円	支給職員1人当たり 平均支給年額 (29年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 父母等 月額6,500円 特定期間の加算 月額5,000円	同じ	—	112,369	265,345 円
住居手当	【借家等】月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円まで支給	同じ	—	51,321	333,467 円
通勤手当	【交通機関等利用者】最も経済的かつ合理的であると認められる運賃に応じて支給(限度額50,000円) 【交通用具使用者】距離段階区分に応じて2,000円~24,400円、10km未満の利用者に対し500円加算有	同じ	—	44,380	57,474 円
管理職手当	部長相当職20%、部次長相当職17%、課長相当職14%、課長補佐相当職12%	同じ	—	141,912	765,785 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員に支給 1回につき4,200円	同じ	—	223	28,350 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 28年度の総費用に占 める職員給与費比率
29年度	千円 4,336,786	千円 536,503	千円 72,455	% 1.7	% 1.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 140,338千円 を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
29年度	人 33	千円 113,811	千円 18,650	千円 41,800	千円 174,261	千円 5,281	(参考)市町村平均 一人当たり給与費 千円 6,128

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成30年3月31日現在の人数である。

ウ 特記事項 なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(30年4月1日現在)

区 分	平 均 年 齢	基 本 給	平 均 月 収 額
諫早市下水道事業	36.7 歳	286,596 円	494,765 円
市町村平均	43.2 歳	339,266 円	510,928 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

諫早市下水道事業		一般行政職	
1人当たり平均支給額(29年度) 1,180 千円		1人当たり平均支給額(29年度) 1,735 千円	
(29年度支給割合)		(29年度支給割合)	
期末手当 2.60 月分 (-) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (-) 月分	期末手当 2.60 月分 (1.45) 月分	勤勉手当 1.80 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%		(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~15%	

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当(30年4月1日現在)

諫早市水道事業			一般行政職		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度額	47.709 月分	47.709 月分	最高限度額	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)		その他の加算措置	定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	
1人当たり平均支給額	— 千円	— 千円	1人当たり平均支給額	1,803 千円	21,502 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、前年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当(30年4月1日現在)

支給していない

エ 特殊勤務手当(30年4月1日現在)

支給実績(29年度決算)	0 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	0 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(29年度)	0.0 %

オ 時間外勤務手当

支給実績(29年度決算)	4,996 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)	161 千円

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(29年度決算)」と同じ年度の4月1日の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当(30年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(29年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(29年度決算)
扶養手当	配偶者 月額6,500円 子 月額10,000円 父母等 月額6,500円 特定期間の加算 月額5,000円	同じ	—	4,334 千円	228,095 円
住居手当	【借家等】月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に対し、負担している家賃の額に応じて最高27,000円まで支給	同じ	—	4,300 千円	390,873 円
通勤手当	【交通機関等利用者】最も経済的かつ合理的であると認められる運賃に応じて支給(限度額50,000円) 【交通用具使用者】距離段階区分に応じて2,000円~24,400円,10km未満の利用者に対し500円加算有	同じ	—	1,629 千円	74,059 円
管理職手当	部長相当職 20%、部次長相当職17%、課長相当職14%、課長補佐相当職12%	同じ	—	1,242 千円	621,100 円

Ⅲ 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

1 勤務時間

開始時刻	8時30分
終了時刻	17時15分
休憩時間	12時～13時

※ 職場等により、上記と異なる場合があります。

2 休暇制度

(1) 年次有給休暇の取得状況(平成29年)

制度の概要	平均取得日数
1年につき20日付与 ※付与された翌年度に限り繰越可能(最大40日)	10.7

(2) その他の休暇制度

休暇の種類	内 容	
有給休暇	病気休暇	負傷又は疾病のため療養を要する場合、必要最小限と認められる休暇を付与
	結婚休暇	結婚する職員に対し、最大7日間付与
	産前・産後休暇	出産予定日の8週間前から出産日まで及び出産の翌日から8週間を経過するまでの期間付与
	忌引休暇	亡くなった親族の続柄等により最大10日間まで付与
	子の看護休暇	小学校就学前の子の看護のため、1年につき5日の範囲内で付与
無給休暇	夏季休暇	7～10月の間において3日間付与
	介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母などで、負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護を行なう場合、6月を限度として必要な休暇を付与

3 育児休業の取得状況

【平成29年度実績】

区分	29年度に新たに取得した職員	前年度からの継続者
男性	1人	0人
女性	7人	7人

Ⅳ 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分の状況【平成29年度実績】

降任	免職	休職	降給
0人	0人	16人	0人

(2) 懲戒処分の状況【平成29年度実績】

免職	停職	減給	戒告
0人	0人	0人	1人

V 職員のサービスの状況

(1) 営利企業等の従事の状況【平成29年度実績】

許可件数	主な内容
1 件	関係団体等に従事

(2) 職務専念義務免除の状況【平成29年度実績】

承認件数	主な内容
28 件	消防団活動、スポーツ大会役員等

VI 職員の研修及び勤務成績の評定の状況

(1) 職員研修の状況【平成29年度実績】

区分	研修名	目的及び概要	受講者数
階層別研修	新規採用職員研修	市職員として必要な知識や態度を学び、本市に対する理解を深める	30
	初級職員接遇フォローアップ研修	市職員としての礼節と基本的な接遇マナー等を身につける	46
	防災大学	消防防災の知識及び技術の習得とボランティア精神の涵養を図る	78
	中都市中堅職員合同研修	県内中都市の中堅職員が合宿研修により、地方自治制度等を研修	3
	リーダーシップ研修	中堅職員としてリーダーシップの向上を図る	25
	管理職研修	職場の管理能力、部下の育成能力向上を図る	24
	コンプライアンスとリスクマネジメント研	コンプライアンスとリスク管理手法の習得	30
専門研修	自治大学派遣研修	自治大学校において政策形成能力や行政管理能力を養成する	2
	市町村アカデミー	市町村職員中央研修所に派遣し、専門的、実務的な研修を受講する	6
	全国建設研修センター	全国建設研修センターに派遣し技術職の養成を図る	2
	九州地方整備局管内派遣研修	九州地方整備局に派遣し技術職の養成を図る	1
	長崎県建設技術研究センター派遣研修	長崎県建設技術研究センターに派遣し、技術職の養成を図る	9
	長崎県市町職員研修センター派遣研修	長崎県市町職員研修センターが開催する専門実務研修等に派遣する	73
	不当要求行為等対策研修	不当要求行為等の対策	60
	法制執務研修	法令の基礎知識、条例作成の手法等を学ぶ	2
	プレゼンテーション研修	プレゼンテーションの基礎、活用を図る	17
	メンタルヘルス研修	メンタルヘルスに関する研修を行う	95
	交通安全研修	交通安全に対する意識向上を図る	880
	交通安全研修	さらなる交通安全意識向上講習会研修	15
派遣研修	国派遣研修	厚生労働省、農林水産省、経済産業省に派遣し、実務研修を行なう	4
	県等派遣研修	長崎県、県央振興局等に派遣し、実務研修を行なう	5
	友好交流都市派遣	友好交流都市である出雲市、津山市に派遣し、実務研修を行なう	1
その他	自主研修	通信教育講座への支援	15

(2) 勤務評定の状況

平成28年度から人事評価制度を実施しています。

Ⅶ 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の受診状況【平成29年度実績】

区分	受診者数
定期健康診断	556人
人間ドック	377人
ガン検診	1人
健康相談	192人

(2) 公務災害認定件数【平成29年度実績】

区分	新規認定件数	
	傷病	死亡
公務上の災害	3人	
通勤災害		

(3) 措置要求の状況【平成29年度実績】

区分	要求件数	処理件数	未処理件数
給与			
勤務時間			
その他の勤務条件			

(4) 不服申立ての状況【平成29年度実績】

区分	申立て件数	処理件数	未処理件数
懲戒処分			
分限処分			
その他の人事上の処分			

(5) 職員互助会の状況【平成29年度実績】

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第5条第1項及び第41条の規定に基づき、同法第42条に規定する職員の厚生に関する事項を実施するため、諫早市職員厚生会を設置しております。
職員厚生会は会員(職員)の掛金と市の負担金等によって運営されており、会員の福利厚生及び健康を増進するため職員親善ボウリング大会の開催、人間ドック費用の助成等を実施しております。